

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

都市環境委員会議事日程表

日 時 : 令和8年6月12日(金) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

○報告事項……………組織機構及び職員紹介について

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	議 案	40	財産取得について(和泉市家庭系日常(可燃)ごみ指定袋)	P. 91
2	議 案	41	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	P. 93
3	議 案	42	和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 96
4	議 案	43	和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	P. 99
5	議 案	44	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 101

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（8名）

委員 長	坂 本 健 治	副 委 員 長	大 坪 靖
委 員	大 浦 まさし	委 員	原 重 樹
委員（議長）	山 本 秀 明	委 員	井 阪 雄 大
委 員	遠 藤 隆 志	委 員	関 戸 繁 樹

欠席委員（なし）

オブザーバー（1名）

副 議 長 浜 田 千 秋

説明のため出席した者の職氏名

市 長	辻 宏 康
副 市 長	森 吉 豊
環 境 産 業 部 長	山 崎 光 一
都 市 デ ザ イ ン 部 長	前 田 正 和
都 市 デ ザ イ ン 部 建 築 技 術 監	東 清 隆
上 下 水 道 部 長	奥 野 安 信
消 防 長	式 森 一 彦

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	井 阪 弘 樹	総 務 課 長	上 岡 繁
総務課議事調査係主任	久 保 芙 裕 子	総務課議事調査係主事	香 山 幸 輝

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○坂本健治委員長 おはようございます。

委員の皆様には出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより都市環境委員会を開催いたします。



◎市長挨拶

○坂本健治委員長 それでは、ここで市長の挨拶を願います。

辻市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

都市環境委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

坂本委員長、大坪副委員長をはじめ委員皆様方には御出席をいただき、また浜田副議長には御臨席をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、環境産業部、都市デザイン部、上下水道部及び消防本部に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○坂本健治委員長 市長の挨拶が終わりました。



◎組織機構及び職員紹介

○坂本健治委員長 議事に入る前に、報告事項として理事者より組織機構説明及び職員紹介についてをお願いいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

はい、どうぞ。

○山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

環境産業部の組織機構及び令和8年4月1日付人事異動に伴い異動、昇任のありました課長級以上の職員を御紹介させていただきます。

都市環境委員会関係行政機構図1ページから2ページをお願いいたします。

当部は、環境政策室、産業振興室の2室で、人員体制は43名となっております。

次に、異動、昇任のあった課長級以上の職員を御紹介いたします。

(職員紹介)

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○前田正和都市デザイン部長 都市デザイン部長の前田です。

続きまして、都市デザイン部を御紹介いたします。

機構図3ページを御覧ください。

当部は、都市政策室、建築・開発指導室、建築住宅室、都市整備室、土木維持管理室の5室で、職員数は100名です。

今年4月の機構改革により住宅に関連する部署を再編しており、まず都市政策室富秋中学校区等まちづくり担当を改め、建築住宅室市営住宅担当富秋中学校区等まちづくりグループを設置いたしました。また、建築・開発指導室に住宅政策担当を設置し、市営住宅以外の住宅政策に係る業務を所管する体制といたしました。

次に、課長級以上の異動、昇格職員を御紹介いたします。

(職員紹介)

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○奥野安信上下水道部長 上下水道部長の奥野です。

上下水道部の組織機構並びに職員の紹介をさせていただきます。

都市環境委員会関係行政機構図8ページから9ページをお願いいたします。

上下水道部の組織機構は、昨年と同様で経営総務課、お客さまサービス課、水道施設室、下水道整備課の1室3課体制で、職員数は61名です。

次に、異動、昇任のありました課長級以上の職員を紹介させていただきます。

(職員紹介)

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○式森一彦消防長 消防長の式森です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

4月1日付人事異動に伴います消防本部の組織機構及び異動、昇任のあった課長級以上の職員を御紹介させていただきます。

都市環境委員会関係行政機構図10ページから12ページでございます。

消防本部は、総務課、予防課、警備課と合わせて、3課7係32名体制で業務を行っています。

また、消防署につきましては、和泉消防署と中央消防署の2署2分署の24時間体制で、警防第一課と警防第二課に分かれ、2交代133名体制で業務を行っています。

次に、異動のあった課長級以上の職員を御紹介申し上げます。

(職員紹介)

○坂本健治委員長 組織機構説明及び職員紹介が終わりました。

ここで、この後の案件に関係しない次長級以下の職員の方については退席願います。恐れ入りますが、しばらくお待ちください。



◎委員会審査

○坂本健治委員長 それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託されました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁を願います。



◎議案第40号 財産取得について（和泉市家庭系日常（可燃）ごみ指定袋）

○坂本健治委員長 議事第1、議案第40号 財産取得について（和泉市家庭系日常（可燃）ごみ指定袋）を議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

さきの本会議で御上程いただき、本委員会に付託されました議案第40号の財産取得について御説明申し上げます。

議案書の91ページをお願いいたします。

和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、和泉市家庭系日常（可燃）ごみ指定袋です。

契約の方法は指名競争入札で、取得予定価格は7,230万8,500円。

取得の相手方は株式会社ユイテック、代表取締役森 康成です。

また、納入場所、納入期限、取得内容につきましては、92ページに参考資料を添付してございますので、御参照いただき、何とぞよろしく御審査の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第40号 財産取得についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○坂本健治委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。市民未来の会、大浦でございます。

この日常（可燃）ごみ指定袋の財産取得に関連してちょっとお伺いしたいことがあるんですけども、現在、中東情勢の悪化等の原因で、補足資料でも示されていますとおり、去年に比べて購入単価が約20%から40%上昇しているということで、一番懸念してるんですけども、そこでお伺いしたいのが、現在の家庭系日常（可燃）ごみ袋、ごみ指定袋の手数料が1リットル当たり1円で販売をしてくれてると思いますが、値上げをされるとかいう予定がないかどうかお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

有料指定ごみ袋の料金は、市販のごみ袋のように商品としての代金ではなく家庭から排出されるごみの収集運搬の手数料となっております。本市の有料指定ごみ袋処理手数料は1リットル当たり1円と設定しておりますが、手数料の設定根拠といたしましては、有料化を実施している自治体の減量効果の実績では1リットル当たり1円から2円が効果的であるとい

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

う環境省のデータを参考に設定しております。

なお、今回袋の購入単価が上がっていますが、これに起因して手数料の価格を値上げる予定はございません。

以上です。

○坂本健治委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 それを聞いてすごく安心をしました。

それでは、この袋不足になっている自治体が出てき始めてるんじゃないかといううわさも少し聞いておりますのでお伺いしますけども、和泉市でのこのごみ袋の在庫は大丈夫かなと、在庫のほうはどうなっているか教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

家庭系日常ごみ指定袋につきましては、5月末の段階で約1年分の在庫がございます。急激なまとめ買いが起こらない限り、袋の在庫はなくならないと分析しております。

以上です。

○坂本健治委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。本市の場合は大丈夫だというふうにお伺いいたしました。

今は大丈夫かもしれませんが、先ほど御答弁にもありました急激なまとめ買いが起こらない限りという言葉もありましたとおり、それが起こらないとは限らないという中で、この袋の確保、今後の和泉市の袋の確保という観点で、今、高石市さんとかでちょっとやってみるんですけども、普通の一般のごみ袋にシールを貼って1リットル1円とか2円とかちょっと分からないんですけど、高石市さんは、シールを貼って有料袋代わりにして出してるという方法で出してる場所がございます。

この指定袋、市が100%確保しようと思ったらしんどくなることを見越して一般の普通の白いごみ袋、半透明のごみ袋でも有料シールを貼れば有料袋としてみなすということで回収を行えば、いざというときに助かるんじゃないのかなということで、その準備があったほうがいいんじゃないかなと私は思っておりますので、ぜひこの有料袋代わりにシール対応も併用してお願いしたいという提案をさせていただきます。また、このシールの対応検討もよろしくお伺いいたします。

以上です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○坂本健治委員長 他にございませんか。

原委員。

○原 重樹委員 原です。

ちょっとダブるところもありましたけども、在庫の話が出ましたんで、それはもうそれで結構です。

今回の議案の値上がりという問題もありますけど、この7,230万8,500円か、これの内訳についても参考資料で出てるんですけども、これは額じゃなくてちょっと量的な話なんですけれども、この発注枚数というのは、発注というのか受け取るほうですけども、その枚数というのは、いわゆるおおむね一つ一つ30リットルだ45リットルだったか、そんな一つ一つは別として、量的にはおおむね今までどおりといたしますか、通年どおりというふうに見ていいかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

おおむね例年と同様の発注枚数となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員。

○原 重樹委員 私もアメリカのイランへの攻撃、毎日のように状況は変わってきますからよく分かりませんが、いつまでか分からないんですけども、心配してるということを含めてあれなんですけども、質問をしてたんですけども、この議案でいわゆる納品がされるスケジュールというのはどうなってるのか教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

家庭系日常（可燃）ごみ指定袋は現在仮契約中のごさいますて、本議会での議決後、本契約に切り替わり12月、翌年1月、2月の3回に分けて納品される予定となっております。5月28日に仮契約中の落札業者と打合せを行った際に、原材料の調達状況や製造、入荷の確保状況について伺ったところ、原材料も調達できており製造工場も確保できているので、予定どおり納品できると聞いております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員。

○原 重樹委員 ありがとうございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

多くを聞くつもりはありませんでしたけども、中東情勢の悪化ということを含めまして今後のことが私も気になったんでちょっとお聞きをしたという程度の話なんですけれども、その辺では聞くと、もう答弁求めませんでしたけど、今、中国で生産、実際上はしてる、この袋そのものの生産というか作っているのが。東南アジアでいろんなところで作ってみたいな、どこが会社が入札で取るかという問題はあったと思いますけども、中国ということであれば、中東情勢からしたらそんなに、そんなにと言ったら怒られますけども、影響が少ないところなんだろうというふうには思いますけども、今後のこともありますんで、もしもの対策も含めてしっかりやっておいてほしいということです。終わります。

以上です。

○坂本健治委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第40号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

○坂本健治委員長 議事第2、議案第41号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○奥野安信上下水道部長 上下水道部長の奥野です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第41号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

議案書の93ページをお願いいたします。

提案の理由でございますが、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に新たに泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、議会の議決を求めるものです。

次に、規約（案）の変更内容について、94ページの新旧対照表に基づきまして御説明申し上げます。

別表第2の岸和田市の次に「、泉大津市」を、富田林市の次に「、箕面市」を、柏原市の次に「、門真市」を加えるものでございます。

最後に、附則でございますが、この規約は令和9年4月1日から施行するとしております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第41号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○坂本健治委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

原委員。

○原 重樹委員 原です。

勉強会みたいになっても困るんやけども、ちょっと分からないところがありますので、それ含めてちょっとお聞かせを願いたいということなんですが、今回、この泉大津市、箕面市、門真市の3市が入るといいますか、統合するということなんですけれども、まず最初にこれどれくらいの期間がかかってるのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山岡廉太郎上下水道部経営総務課長 経営総務課長の山岡です。

企業団との統合までの期間につきましては、統合を希望する団体と企業団との協議により定めることとなりますが、これまでの実績では、おおむね3年程度必要となっております。

以上です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○坂本健治委員長 原委員。

○原 重樹委員 3年程度ということは聞いておきます。

補足資料のところを見てみますと、これ統合したときの年月日なんでしょうけども、令和7年4月に5団体と統合、岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市というのがあるんですけども、ただ、ちょっと私の記憶では、これ記憶では和泉市が否決したときがありましたよね。それ、どうも令和5年ぐらいで。否決するとまたいろいろ変わってくるから、それぞれのところが議決し直さなあかんということで。ただ、この最初のとときに10市ぐらいあったはずですよ、和泉市が否決したときの令和5年かな、その話なんですよ。

ちょっと先に伺っておきたいのは、企業団との協議ということとといいますか、この令和7年4月、これはとにかく統合したときの年代なんではと思いますけど、和泉市と一緒にやってたといいますか、否決したというのはこの5団体が統合したときということでよろしいんでしょうか。ちょっとそれだけ。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山岡廉太郎上下水道部経営総務課長 経営総務課長の山岡です。

委員おっしゃるとおり、同時期に実施したものでございます。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員。

○原 重樹委員 そうしたら、今回の提案された3団体、泉大津市、箕面市、門真市ですか、この3団体というのはこの和泉市が否決したと言われるその後に手を挙げて、多分協議を開始したというふうに思いますけれども、その辺の時期を含めてどうでしょうか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山岡廉太郎上下水道部経営総務課長 経営総務課長の山岡です。

統合に向けた協議を開始するには企業団との覚書の締結が必要となりますが、各覚書締結の時期については、本市は令和4年1月、今回追加される3団体は令和7年1月です。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員。

○原 重樹委員 後からやということで確認をしておきたいと思いますが。

このことでいきますと、時期的な話で言えば、ちょっと最後の質問になりますけども、いわゆる統合希望を申し出るといいますかというのは、これはもういつでもできる話なんですか。各市が、うち統合しますわ、統合といいますかやりますわという、さっき覚書の話があ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

りましたが、要するにそういうのはいつでもできるということでもいいのかどうかです。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山岡廉太郎上下水道部経営総務課長 経営総務課長の山岡です。

統合希望の申出につきましては、いつでも可能となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員。

○原 重樹委員 何か、多分、前のときは補助金のことがあったんだろうというふうには思いますけども、もう何か申出ができないみたいな話していたけど、要するにいつでもできるということは確認をしておきたいというのが、それだけの話です。

次に、今回の議案の一番のこれはよく読めば分かりますよということなんだろうと思いますけども、改めていわゆる和泉市が統合してないわけですよね。してないのに議案出てくるんですよね。ここを入れていいんですか、悪いんですかというそういう議案になっちゃってるわけでしょう。なっちゃってると言ったらおかしいですけども、そういう意味では、ちょっとそれぞれの団体が議決になぜ必要なのか、統合されたところで、一緒にやっているところがどうですかということは大体分かりますやん、それで入ってきていいかどうかという。

ところが、和泉市は入ってないし、これ全部そうなんだと思いますけど、法的な話だと思いますけども、そうなってくるとあんまり関係ないと言ったらおかしいけど、統合されてないところも議決をしてるわけですから、それはどうしてなんでしょう。その辺のちょっと説明だけお願いします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山岡廉太郎上下水道部経営総務課長 経営総務課長の山岡です。

地方自治法第286条第1項に、一部事務組合は、共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されております。また、同法第290条に、同法第286条の協議については関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されております。

本市は、一部事務組合である同企業団の構成団体であることから、同法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、原委員。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○原 重樹委員 言っている意味は、法的に一部事務組合だから、しかも大阪市を除く府内の自治体は構成団体やというわけでしょう。構成団体だから議決が必要だという、もっと分かりやすく言えば泉北環境を3市でやっていますやんか。その3市で、重要なものは3市で議決せなあかんということに、一部事務組合ですからあると思うんですけども、その辺は、だからという。

ところが、それで構成団体だからということで今回議案が出てきてるんですけども、その上に普通やったら泉北環境では3市だけ、いわゆる構成団体の上に統合するかどうかという問題があって、簡単に言えば。それで、またどうするのという話になってくるという。だから、法的な問題に基づいてやってるという意味ではよく分かるんですけども、ただ、その辺がある意味納得いかんと言ったらおかしいですけども、ちょっと違和感があるということは申し上げておきたいと思います。

もう、最後に答弁だけで結構ですけど、参考までに、じゃ、関係のないと言ったらあきませんね、構成団体なんだからあれなんですけども、この議案、3市が統合しますよと、いいですかということを問われてる、そういうものなんですけども、仮に和泉市が否決をしたらどうなるんでしょうか。これはもう参考までの話として聞いておきたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山岡廉太郎上下水道部経営総務課長 経営総務課長の山岡です。

地方自治法で関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されており、一部の団体で否決となった場合には、当該規約変更に必要な関係地方公共団体の協議ができないため、3団体の統合を進めることができなくなります。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 参考までに聞いただけの話で、法的にはそうなりますわね。だから、それを和泉市に問われてるわけですから、その辺がちょっと納得いかんという私の気持ちだけの話で言いましたけども、ただ、法的にはそういうことになってるんでやらなければならないということでは、それはもう聞いておきたいというふうに思います。

以上です。

○坂本健治委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第41号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。



◎議案第42号 和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○坂本健治委員長 議事第3、議案第42号 和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

さきの本会議で御上程いただき、本委員会に付託されました議案第42号 和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

議案書96ページから98ページでございます。

初めに、提案理由でございますが、96ページをお願いいたします。

受益者負担の適正化を図るため、和泉市農業体験交流施設の利用料金の見直しを行おうとするものでございます。

次に、改正の内容につきまして、97ページからの新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

今回の改正は、公の施設の使用料見直し基本方針に基づき基本料金を改定するものでございます。なお、見直し後の使用料につきましては、激変緩和措置を講じた上で、現行料金と比較しましておのおの1.25倍の範囲となっております。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

最後に、98ページの附則でございます。

この条例は、令和9年4月1日から施行するものでございます。

次に、準備行為といたしまして、施行日前の予約受付に関して新料金の額を収受できるよう規定を定めております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第42号 和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につきましての説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○坂本健治委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 原です。

何点か伺っておきたいと思いますが、まずこの農業体験交流施設、昨年度の貸し館の利用の収入が幾らでこの値上げされたら幾らほどになるのか、その点をちょっと先にお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○中島 亨環境産業部産業振興室農林担当課長 農林担当課長、中島です。

受益者負担の適正を図るため、令和9年4月1日から利用料金を見直そうとするのですが、見直し前後の使用料が急激に変化することがないように上限1.25倍までの上昇にとどめるという方針の下、令和7年度と同条件の利用状況で試算しますと令和7年度の当該施設の利用料金収入65万7,240円の1.25倍で82万円程度となり、約16万円の増額を想定しております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員。

○原 重樹委員 ちょっと、委員長すみません、これ料金値上げで、ほかもいっぱい同じようにありますので、全体的なことを含めてちょっとお聞きをしたいと思っておりますけども、今の農業だけじゃなくて、ひとつよろしくお願ひします。

○坂本健治委員長 分かりました。続けてください。

○原 重樹委員 ちょっと全体的な問題で聞きますけども、今、農業体験交流施設でお金のことと聞きますか、どのぐらいになるんやということをお聞きしました。市全体としては、多分16

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

施設だというふうに思いますけれども、じゃ、料金の全体で収入というのはどの程度になってどれだけ増えるというふうに見込んでおられるのかお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田山武司市長公室政策企画室企画経営担当課長 企画経営担当課長の田山です。

あくまで参考値としての試算となりますが、令和6年度における各施設の使用料収入の合計額は約2億円であったことから、上昇率を25%とした場合、増額分はおおむね5,000万円程度になると見込んでおります。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員。

○原 重樹委員 約2億円ぐらいあるから、5,000万円程度が増額分だというふうに、これはもうお聞きをしておきたいというふうに思います。

3月の協議会で、この数字やら今回も出されてますけど、というのが出されておりました。これの報告もしてこられてということで、激変緩和措置なのかどうかはあれですけども、して1.25倍と、それで今までのいわゆる公の施設を使う頻度等で計算して安いほうというような、そういうことだったというふうに思いますけれども、まず質問は、その3月で示された金額等も書いてあるんですけども、そのものというのはいか変わった、今回提案されて変化したところはあるでしょうか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田山武司市長公室政策企画室企画経営担当課長 企画経営担当課長の田山です。

前回の委員会協議会においてお示しいたしました金額と同様の改定内容となっております。以上です。

○坂本健治委員長 原委員。

○原 重樹委員 分かりました。

それで、前回と同じですよということです。じゃ、今回、多分前回と同じだからそうなるんだと思いますけども、16施設が見直しの対象ということになっておるとは思いますけれども、この大体、じゃ、対象外のものというのはいかあるのか、あるいは理由があるのか、その点を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田山武司市長公室政策企画室企画経営担当課長 企画経営担当課長の田山です。

使用料の見直しにつきましては、公の施設の使用料見直し基本方針に基づき整理しており、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

次の4点の分類に該当するものは見直しの対象外としております。

具体的には、まず1点目、条例で無料としている総合福祉会館や老人集会所などの施設で、2点目では本来の用途が無料である道路や公園でございます。また、3点目としましては独立採算による運営を前提とする自転車等駐車場です。最後、4点目としましては公益性や必要性が極めて高い火葬場や北部コミュニティセンターなどについて見直しの対象外としているものです。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、原委員。

○原 重樹委員 それで聞いておきます。

対象外、今回道路とかあんなのは当たり前なんでしょうけども、いろんな問題がありますけども、例えば、これはもう質問はやめておきますけども、小栗の湯なんかも対象外ですよ。それ、今回もともとが結局、建設するときは市がやりますと、あと人件費や維持管理費はこれは使う人が払ってくださいとか市民負担とか、もうそういう基本がまずあるんですね。それで、基本があって計算がされて1.25倍とどちらかが安いほうやみたいな話になってるというのがあって、私はだけど、この基本そのものが大体間違ってるんだろうなとか、おかしいというふうには思いますけど。

もう一つ伺いますけども、今回の全体でいえば5,000万円ぐらいということになってるんですけども、じゃ、これによって指定管理料は下がるのでしょうかという問題なんです。というのは、指定管理料を、この大体収入そのものもいろんな形があって、市に直接入る場合のところもありますし、その団体、請け負った団体に入るところもありますし、もともと指定管理料ゼロのところもありますし、いろいろなものがあるとは思いますが、総称しての話で指定管理料という言葉を使いましたんやけども、それは市として見たら下がってくるのかどうかです、指定管理料、市の負担がということはどうなんでしょうか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田山武司市長公室政策企画室企画経営担当課長 企画経営担当課長の田山です。

現在、指定管理期間中である施設に関する使用料見直しに伴う増収分につきましては、施設の維持管理への活用や指定管理料の精算などにより返還いただくことを想定しており、今後指定管理者との協議、調整を行ってまいります。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○原 重樹委員 今後ということで、要するに決まってない。もちろん指定管理者の指定そのものが全部一緒じゃないでしょうから、期間5年ぐらいやったかな、普通の指定管理でやっける部分が日付的に全部一緒かいうたら同時期の人多いですけども、ということもありますからね。即変えられるかどうかというのがありますが、今の答弁では今後調整してくるとのことなんですけれども、指定管理料の精算等により返還いただくことを想定してと、これは黒字になったときやってますよね。指定管理料のどこがとは言いませんけど、黒字になったときに半分ぐらいを市に移管するという、そういう施設も入ると思うんですけども、いろいろあると思いますけど、ただ、今すぐ来年4月から5,000万円になったにしても、その分は市が助かりますという話になってないということは、これはもう確認しておきたいというふうに思います。

最後の質問です。

令和9年4月1日以降にということになっておるんですけども、そのときにいわゆるこれは前の資料の問題なんですけれども、いわゆる物価上昇が続いた、続いているということを理由にして適用日を来年の4月というふうにしてるんですよ。これは、もうそのものが書かれていますからそれでいいんですけども、いいんですということはないんですけども、そういう理由で来年の4月、いかにも延びましたと言わんばかりの4月ということにしてるんですけども、読みますと昨今の物価高による市民生活への影響に対する配慮を踏まえ、令和9年4月からの実施というふうに言われております。

じゃ、改めて聞きます。

いかにも、物価高だからすぐにやらんと来年の4月にしましたよというような言い方なんですけども、これ来年の4月前後に物価高の状況続いておったらまた先送りできますの。そういう考えは持ってるんでしょうか。いかがですか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田山武司市長公室政策企画室企画経営担当課長 企画経営担当課長の田山です。

今回の使用料見直しの実施に当たりましては、平成30年4月の改定以降おおむね3年から5年ごとに見直しを実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、これまで見直しを保留にしてきた経過があるものです。

しかしながら、この間におきましても施設維持に係る費用は上昇を続けており、これらを適切に施設使用料へ反映させる必要があると考えております。また、施設を利用されない市民の皆様との負担の公平性を確保するという観点も極めて重要です。以上のことから、適用

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

日をさらに延期する考えはないものとしております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員。

○原 重樹委員 もう、多分やっても平行線になりますからこれ以上聞きませんが、要するに来年の4月からは別に再延期という、延期と言ったらおかしいですけど、ないということでは聞いておきたいというふうに思いますけども、もともとの先ほどもちょっと言いましたけど、施設そのものといいますか、その考え方もちょっと基本が違うだろうしということ、増になってもなかなかそれは対応がすぐにはならないし、そして市民のためと言いながら延期することもなかなかしないという、それだけは確かめておきたいと。もともとから反対ですので、それはもう全体のこととして聞いておきたいと。

以上で終わります。

○坂本健治委員長 他にございませんか。

山本委員。

○山本秀明委員 山本です。

確認とちょっと意見を言わせていただきたいと思います。

確認については、この使用料の値上げについては昨日の委員会でも16施設ですか、この委員会ではこれともう一つ公園のほうのスポーツ施設があるというふうに認識しております。私は、いわゆる利用料の値上げという部分については一定理解しています。見直し方針、さきに公共施設の使用料の見直し方針、これを立てられた中で、今回の見直しのある16施設については、いわゆる公益性が高いのか、収益性が高いのか、そしてまた必要性、必ず必要な施設なのかという、いわゆるそれは選択できるのかという中で選択性が強い、そして収益性が強い施設についての見直しが行われたというふうに理解しております。

その中で、受益者負担の考え方、市民言うてもいろいろありますので、タックスペイヤーである市民、それと受益を受ける市民という中で、一部の人が受益を受けるということになれば、当然受益者負担ということが出てくるというのは、私はそうあるべきやというふうに思っておりますし、その受益者負担の考え方の中ではいわゆる人件費と維持管理経費、この分については受益者負担、いわゆる用地取得であるとか建物を建てるについては公費でやるけども、今言った人件費、維持管理経費については受益者負担であるべきだということの考え方もそれは一定理解できるというふうに私は思っております。

その中で、ちょっと確認したいのは、今回激変緩和措置ということで1.25倍ですか、いわ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ゆる0.25を上げるということで、ほとんどの施設がそういう形になってるんですけども、基本的な人件費と維持管理経費を受益として負担してもらおうとした場合、例えば今、出てきている農業体験交流施設、これは補足資料で頂いてるんですけども、算出料、農業体験交流施設のふれあい学習室（1）、（2）と、これ9時から17時まで借りた場合ということで現行が1,750円となっております。激変緩和措置で上げるんですけども、上げたら2,180円。

ただ、人件費と維持管理経費、これを負担してもらおうとすれば1万3,470円、とてつもない数字と、いわゆる受益者負担という形の使用料ということになってくるんですけども、今回、緩和措置ということで0.25しか上げてないんですけども、基本的な考えであるこの算出された金額、これに向けて今後どのような、先ほどの答弁の中では何年かごとの見直しということでのお話があったんですけど、最終的にこの算出料金というところまでに上げに行くというお考えがあるのか、その点についてお考えをお示ししたいかと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田山武司市長公室政策企画室企画経営担当課長 企画経営担当課長の田山です。

使用料の見直しに当たりましては、激変緩和措置を講じることなく一度に本来の価格まで引き上げた場合、施設の稼働率が著しく低下し、結果として施設の存在意義が損なわれ、収入も激減するリスクがあるため、公の施設の使用料見直し基本方針において激変緩和措置について定めております。

そのため、次回の見直しにおきましてもこうしたリスクを考慮し、社会情勢や施設の稼働状況を見極めた上で、適切な使用料の在り方について検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、山本委員。

○山本秀明委員 お答えいただいたんですけど、明確にはなかったんですけども、例えば先ほど言いました今回の農業体験交流施設、これのふれあい学習室の使用料を1万3,470円まで上げていったら、いわゆる稼働率というのがやっぱり高いということで著しく低下するということで、施設自身も、何ていうんですか、もう稼働がほとんどせえへんと、存在意義というのも問われてくるということだというふうなお答えやったというふうに思うんですけども、私ももうそのとおりやと思います。

その中で、やっぱり今後私は考えていくべきだということについては、いわゆる民間でしたら、民間の業としてやるんでしたら土地の購入、それで建物を建てて減価償却を考えて使

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

用料を取って利益を得るといことなんですけども、今、行政でやってるのは、いわゆる人件費と維持管理費だけですか。民間に比べたら、かなり本来受益者が負担する金額では少ないんですけども、これだけ上がるということは、私は需要自身が本当にあるのかなというふうに思っております。その点についても、一定私は貸し館とかいう部分についても考えていかななくてはならないというふうに思っております。

和泉市は、公共施設等総合管理計画、ファシリティマネジメントの中で、貸し館とかについては三林町にある生涯学習サポート館、これについてはもう廃止の方向ということで、その理由については、いわゆるシティプラザのほうで貸し館部分は受け入れられるだろうということで、その方針を示した中で今、進めているんだというふうに思います。地元としては非常に残念なんですけども、一定考えは理解はできます。

その一方で、例えば北部、北西部地域においては富秋まちづくり事業の中で多世代交流センターというのを新たにまた建てるということで、その中にも貸し館があるということで、北部リージョンセンター、コミュニティセンターとかの稼働率がもう目いっぱいの中で、そういう貸し館ということをするんだったら分かるんですけども、その辺についてちょっとやっぱりちぐはぐな部分も私はあるんじゃないかなというふうにも思っております。

貸し館については、遠くで使うというよりもやっぱり近くにあるほうが使いやすいという部分もありますので、そういうことも自治会館とかそういう部分の公の支援という部分も考える中で、総合的にどこに配置していけばいわゆる利用率が高まっていくか、そういうことも考えた中で、取りあえず施設あったら貸し館つくるといんじゃないかと、市としての公共施設総合管理計画、ファシリティマネジメントの考えの中で考えていっていただきたいと、このことを意見申し上げまして終わります。

以上です。

○坂本健治委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 共産党の原です。

反対の立場で意見を申し上げます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

今回の値上げの考え方というのは、先ほどから出ておりますけれども、施設の建設費は市が負担するけれども、人件費や維持管理費は全部受益者負担だという基本的なところからつくられております。私は、そもそもこの考え方自体が間違っているものと思います。これらの社会福祉施設は、目的からしましても運営費の全てを受益者負担とすべきではありません。もともと、これらの施設の使用が大体100%なんていうのはあり得ない話ですし、受益者負担を言うならば、利用する市民と利用しない市民との違いのために少額の利用料のみを負担させるべきもので、全額を負担させる考えは到底納得がいくものではありません。

さらに、施設の使用頻度と現行の1.25倍の安いほうで値上げ幅を決めて、いかにも市民の負担を安く抑えたかのように見せかけていますが、とんでもない話です。さらに、値上げの実施時期については、昨今の物価高による市民生活への影響に対する配慮を踏まえとの理由から、来年の4月からと言っておりますが、では来年の4月前後に物価高が続いていたら時期を遅らすのかという質問には、そうはならないと明確に答弁をしております。

このように安く見せかけておるけど、基本的な考えそのものが私は間違っておるというふうに思いますので、以上の理由により、使用料値上げの議案第42号、それから委員長、後でまた出てくると思いますが、第43号も公園のことですけど、同じことやと思いますので、何回もこのあれをするつもりはございませんので、反対討論するつもりはありませんけれども、同じ理由で議案第42号及び次の第43号には反対をしたいと思います。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員に申し上げます。

大変申し訳ないんですけど、議案は個別個別、まとめてというわけにはいきませんので、基本的には次の議案第43号の場合も一応反対討論というような形で行っていただけたら、もう簡素で行っていただいても結構ですので、一応形としてそういうふうにやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、ただいまの議案第42号に対しての反対討論がございました。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、討論を終了いたします。

反対意見がありますので、これより起立により採決いたします。

議案第42号を原案のとおり可決することに賛成の方の御起立を求めます。

(賛成者起立)

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号 和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

○坂本健治委員長 議事第4、議案第43号 和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○前田正和都市デザイン部長 都市デザイン部長の前田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第43号 和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書99ページを御覧ください。

まず、提案理由は、施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、くすのき公園テニスコートの利用料金を見直そうとするものでございます。

次に、改正内容は100ページの新旧対照表を御覧ください。

くすのき公園テニスコートの料金を、1コート1時間620円から770円に増額改定するもので、全庁的な見直し基本方針に基づき現行料金と比較して1.25倍の範囲での改定としています。

次に、附則につきましては、この条例は令和9年4月1日から施行するものとし、準備行為として、予約受付に伴い新料金の額を事前に周知できるように規定を定めております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第43号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○坂本健治委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 議案第43号につきましても、いわゆる料金値上げの分であります。

第42号のところで申し上げましたとおり、繰り返しはしませんけども、反対をいたします。
以上です。

○坂本健治委員長 ありがとうございます。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、討論を終了いたします。

反対意見がありますので、これより起立により採決いたします。

議案第43号を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

○坂本健治委員長 議事第5、議案第44号 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○式森一彦消防長 消防長の式森です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第44号 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

議案書101ページからでございます。

まず、提案の理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の葬祭補償の額を引き上げる必要か

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ら、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、改定の内容でございますが、102ページの新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

条例第18条に定めている非常勤消防団員等の葬祭補償費を、下線部分31万5,000円から33万円に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例による改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例の規定は令和8年4月1日から適用します。経過措置としまして、新条例第18条の規定は、適用日以降に支給すべき事由の生じた和泉市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償についてはなお従前の例によります。適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定による金額により支給されるもの、または旧条例附則第6条の規定による金額により支給され、その額が66万円未満のものについては、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払いとみなします。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第44号 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由並びにその内容について御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○坂本健治委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第44号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。



◎閉会宣告

○坂本健治委員長 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、都市環境委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前11時05分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 坂 本 健 治